

# 環境衛生課からの お知らせ

環境衛生課 (吉備庁舎)  
清水行政局 建設環境室

〓ごみ分別すれば資源〓

## 粗大ごみの特別収集

不用になった家庭用電化製品や自転車などの粗大ごみ収集を次の日程で実施します。集める場所については各地区の回覧物をご覧ください。指定された日時や場所を守り、区役員の指示に従って出してください。

### ● 吉備地域

- ・ 御霊地域 / 5月15日 (月)
- ・ 田殿地域 / 5月17日 (水)
- ・ 藤並地域 / 5月19日 (金)

### ● 金屋地域

- ・ 石垣・生石地域 / 5月29日 (月)
- ・ 五西月地域 / 5月31日 (水)
- ・ 鳥屋城・岩倉地域 / 6月2日 (金)

※いずれの地域も時間は7時～9時です。

※清水地域は10月ごろ実施予定。

## ○ 出してもよいもの

マッサージ機・ベビーカー・楽器類・スポーツ用品・健康器具・自転車・椅子・テーブル・ベッド・ガスこんろ・石油ファンヒーター・電気こたつ・音響機器・照明器具・幼児用大型玩具・家電リサイクル4品目以外の家電製品など

※一般家庭から排出されるもので、出してはいけないものに該当するものを除く

## × 出してはいけないもの

● 大きすぎるもの / 一辺2mを超えるもの・縦横高さの合計が3mを超えるもの・大型のマッサージ機など大人2人で運ぶことができないもの

### ● 畳・布団・マットレス

※処分したい場合は、直接環境センターへお持ち込みください。  
※環境センターに持ち込む場合も、

処理能力の都合上、枚数制限があります。詳しくは環境センター(☎52・5384)にお問い合わせください。

● 営業用・事業用の物品 / 農林業関連資材 (ホース・タンク・噴霧器・パレット) など

● 自動車・自動二輪車およびその部品 / タイヤ・ホイール・バッテリー・スポイラーなど

● 家電リサイクル法指定4品目 / テレビ (ブラウン管・液晶・プラズマ式など)・冷蔵 (冷凍) 庫・洗濯機および衣類乾燥機・エアコン (室外機を含む)

● PCリサイクルマーク付きパソコン

● 危険なもの・専門業者以外で処理できないもの / 消火器・ガスボンベ・草刈機・エンジン類・ワイヤー・がれき類・塩ビ管・針金・網・石こうボード・建築廃材・コンクリートブロックなど

## 不法投棄は犯罪です

町内の河川敷や山間部で不法投棄が発生しています。捨てられているものは空き缶、家具・家電、建築廃材やせん定枝など多岐にわたって

います。不法投棄は法律により罰せられ、5年以下の懲役もしくは1000万円 (法人には3億円) 以下の罰金または両方の刑に処せられます。

町内の監視パトロール、啓発看板や監視カメラの設置を行い、悪質な場合は警察へ通報するなどの取り組みを行っています。区や土地所有者の方からの申し出により不法投棄禁止啓発看板を配布することもできますので、お困りの際は環境衛生課までご相談ください。私有地に不法投棄されたごみは、その土地の所有者 (管理者) が自らの責任で撤去する必要があります (廃棄物の処理および清掃に関する法律第五条)。このため、所有地について次のことを心掛けましょう。

● 柵やネットを設置するなど、所有地への侵入やごみの投棄を未然に防止する。

● 定期的な見回りを行い、不法投棄の抑止・監視を行う。

● 草刈りなどを定期的に行い、適切な管理を行う。

● 投棄されたごみを放置しておく  
と、再び投棄される可能性が高くなるため、土地を清潔に保つ。